

2019年9月10日

北伊勢上野信用金庫

一般NISAの2015年分非課税期間終了に伴うお知らせ

北伊勢上野信用金庫のNISA口座をご利用いただき、誠にありがとうございます。

一般NISAの非課税口座内に設定された非課税期間は最長5年とされており、2015年中に非課税口座で購入した投資信託等の非課税期間は2019年12月末をもって終了することになりますので、手続きについてお知らせさせていただきます。

残高を保有する方は、下記の通り①ロールオーバー、②課税口座への移管、③解約の手続きが必要となりますのでお手続き願います。

記

① ロールオーバーについて

2015年分非課税管理勘定内の残高を2020年分非課税管理勘定に移管することで、非課税期間を5年間延長できます。手続きとして、非課税口座内上場株式等移管依頼書(非課税期間満了用)を取扱店へ提出してください。

② 課税口座への移管について

2015年分非課税管理勘定内の残高を課税口座(特定口座または一般口座)へ移管します。手続きは、不要です。

③ 解約の手続きについて

2019年中の受渡で2015年分非課税管理勘定内の残高を解約します。取扱店へ解約手続きをして下さい。

以上

北伊勢上野信用金庫

[登録金融機関 東海財務局長(登金)第34号]

(本件に関するお問合せ先)

担 当	業務部	廣山・川村	TEL 059 - 354 - 9971
-----	-----	-------	----------------------